

事務連絡
令和5年7月10日

公益社団法人全国宅地建物取引業協会連合会
ご担当者 各位

国土交通省 総合政策局 情報政策課
建設経済統計調査室

「令和5年法人土地・建物基本調査」実施に係るご協力のお願いについて

平素より、国土交通行政にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。
今年度に実施する「令和5年法人土地・建物基本調査」の概要をお伝えし、調査実施に係るご協力を賜りたく、資料を送付させていただきました。

本調査は、我が国の土地・建物について、所有・利用状況や取引の状況を明らかにするために統計法に基づき実施するもので、国勢調査等と同様に基幹統計調査に指定されている極めて重要な調査です（「法人土地・建物基本調査の概要」を参照ください。）。

多くの法人が属する貴業界にご協力いただくことが、本調査結果の正確性を高め、政策の企画・立案や民間ユーザーに対して有意義な情報を提供するうえで重要になります。
また、調査の対象法人の方々の記入負担を少しでも軽減すべく、次のことを講じます。

- ①前回調査（平成30年調査）の回答データをプリントアウトした調査票の送付
- ②インターネット経由での回答（郵送不要）
- ③CD-R等の電磁的記録媒体やそのプリントアウトによる回答
- ④コールセンターの設置

ご多忙中のところ恐縮ではございますが、このような事情をご賢察のうえ、機関誌、ホームページ、各種会議等にて、折に触れてご周知賜れば幸いに存じます。

本調査は7月10日（月）から9月10日（日）まで実施することとしております。
ご不明な点等ございましたら、下記【問い合わせ先】までご連絡ください。

【問い合わせ先】

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-2

国土交通省 総合政策局 情報政策課 建設経済統計調査室

担当：小原（オバラ）、野口（ノグチ）、三村（ミムラ）

TEL：03-5253-8111（内線 28652） FAX：03-5253-1566

【資料】

- 関連法令（裏面）
- 法人土地・建物基本調査の概要
- 令和5年法人土地・建物基本調査 調査票
- ポスター 1枚
- パンフレット 10部

【関係法令】

土地基本法（平成元年12月22日法律第84号）（抄）

（調査の実施等）

第十八条 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の総合的かつ効率的な実施を図るため、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等に關し、調査を実施し、資料を収集する等必要な措置を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、土地に関する施策の円滑な実施に資するため、個人の権利利益の保護に配慮しつつ、国民に対し、地籍、土地の利用及び管理の状況、不動産市場の動向等の土地に関する情報を提供するように努めるものとする。

統計法（平成19年5月23日法律第53号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に關し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条

（略）

4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
（略）

三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの

イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
（略）

6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的とする統計調査をいう。
（略）

（報告義務）

第十三条 行政機関の長は、第九条第一項の承認に基づいて基幹統計調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項について、個人又は法人その他の団体に報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

3 第一項の規定により報告を求められた者が、未成年者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有する者を除く。）又は成年被後見人である場合においては、その法定代理人が本人に代わって報告する義務を負う。

（守秘義務）

第四十一条 次に各号に掲げる者は、当該各号に定める義務に關して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならない。

一 第三十九条第一項第一号に定める情報の取扱いに従事する行政機関の職員又は職員であった者 当該情報を取り扱う業務
（略）

四 行政機関、地方公共団体又は届出独立行政法人等から前三号の情報の取扱いに關する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務に従事者又は従事していた者当該委託に係る業務
（略）

（罰則）

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第十三条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は虚偽の報告をした者
二 第十五条第一項の規定による資料の提出をせず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
（略）